

防災マニュアル（例示）

【第1章】 目的

第1条 本マニュアルは、〇〇病院（医院）の防災に関する具体的な対応について定め、もって円滑かつ適切な防災業務に資することを目的とする。

【第2章】 日常的対策

（災害対策委員会の常設）

第2条 院長を委員長とし、各課の責任者により構成する災害対策委員会を設置する。
（編注：構成は、各医療機関の実情に応じて任命してください）

第3条 災害対策委員会は、次の活動を行う。

- ① 防災計画を効果的に推進するため、「防災計画を組み入れた消防計画」及び「防災マニュアル」を作成し、必要に応じて見直す。
- ② 「防災計画を組み入れた消防計画」「防災マニュアル」に基づく研修、訓練を実施して防災計画及びの職員への周知徹底を図る。

※非常災害版「事業継続計画」（BCP）を策定された医療機関は、①、②に追加する。

（備蓄）

第4条 災害に備えて、各種備品などの確保と定期点検を行う。

（災害情報管理一覧表の作成）

第5条 下記に関する一覧表を作成しておく。

- ① 職員緊急連絡網
- ② 災害対策委員会名簿
- ③ 災害時外部連絡先一覧表
- ④ 備蓄一覧表（備蓄場所、数量、使用期限）

【第3章】 大地震発生時の対応

（緊急地震速報への対応）

第6条 緊急地震速報が出された場合は、

- ① 次のアナウンスを行う。大きな震度でなかった場合は、終息のアナウンスを行う。

外来	○緊急地震速報が出されました。 ○診療を中断し、揺れに備えてください。 ○頭を保護して、その場で動かないでください。 ○補助が必要な場合は、すぐに近くの職員に声をかけてください。 ○エレベータは使用しないでください。（エレベータがある場合）
病棟	○緊急地震速報が出されました。 ○自分のベッドから離れないでください。離れている場合は、ベッドにお戻りください。 ○点滴中の方は台を支えてください。 ○補助が必要な場合は、すぐに近くの職員に声をかけてください。

- ② 職員は、次の対応をとる。

- ・ 診療行為等は中断し、患者に安全確保を指示し、自分も安全を確保する。
- ・ 自衛消防隊は、それぞれの任務につく。
- ・ 火気使用設備や器具の近くにいる職員は、速やかに元栓、器具栓を閉止する。
- ・ 火元責任者は、火元を確認する。
- ・ 配膳は中止する。

（大きな地震発生直後の対応）

第7条 大きな地震が発生した場合は、患者と職員の安全確保を最優先する。

2 大きな地震が発生した場合は、

① 職員は、次の対応をとる。

- ・ 診療行為等は中断し、患者に安全確保を指示し、自分も安全を確保する。
- ・ 配膳は中止する。

② 次のアナウンスを行う。

（外来）

- 頭を保護して、その場で動かないでください。
- 職員が確認にまわります。
- 補助が必要な場合は、すぐに近くの職員に声をかけてください。
- エレベータは使用しないでください。（エレベータがある場合）

（病棟）

- 看護師が確認にまわります。
- 自分のベッドから離れないでください。
- 補助が必要な場合は、すぐに近くの職員に声をかけてください。

（災害対策本部の措置）

第8条 大規模災害の発生の恐れがある場合や発生した時は、災害対策委員によって災害対策本部を設置し、災害対応を指揮する。

第9条 災害対策本部は、次の内容を行う。

担当者	任務
本部長（院長）	① 統括責任 ② 建物からの避難が必要かどうかの判断 ③ 医療の継続性（入院、外来、在宅）の判断 ④ 職員の呼び出し又は、自宅待機の指示
副本部長（防火管理者）	① 関係機関との連絡調整 ② 本部長の補佐
情報収集責任者	① 病院（医院）の構造設備や医療機器の被害状況、ライフラインの把握 ② 患者、職員の被害状況の把握 ③ 災害による特例措置に関する厚生労働省の通知等の把握
広報責任者	① 職員、患者・家族への情報の周知（避難指示を含む）
備品管理責任者	① ライフラインの把握 ② 非常用備品の把握と購入・管理

第10条 自衛消防隊は、災害対策本部の指揮下に入り、次の内容を行う。

- ① 通報連絡班（情報収集と職員への伝達、物品購入） 情報収集責任者
- ② 消火班（被害状況の把握、落下物等の除去など） 情報収集責任者
- ③ 避難誘導（患者・家族の避難誘導） 本部長又は副本部長の指示

（建物からの避難が必要かどうかの判断のアナウンス）

第 1 1 条 災害対策本部として建物からの避難が必要かどうかの判断をまず行い、その結果を患者・家族、職員へアナウンスする。

- ① 地震直後は、一般的には倒壊してくる物や飛散物を避けられる建物内の方が安全である。

ただいまの地震による影響は、この建物にはありません。
 現在被害の状況をしらべております。
 被害状況が判明するまで診療は一時中断となります。
 そのまま、お待ちください。

- ② ただし、天井の落下や建物のゆがみなどがある場合や津波の恐れがある場合は、避難を行う。なお、被害が大きい場合は、現場の判断で避難を行う。
 （避難が必要な場合） トイレに残っている人がいないかどうかの確認も忘れない。

余震の恐れがありますので、念のため〇〇〇〇（避難場所）に避難します。
 （津波警報が出されました。到達予測時刻は〇分後です）
 職員の誘導に従って避難してください。
 それまでは、そのままお待ちください。

（患者、職員、医療機関の被害確認）

※非常災害版「事業継続計画」（BCP）を策定される医療機関は、第 12 条～第 14 条及び第 17 条～第 20 条は重複するため、削除してください。

第 1 2 条 次の通り被害確認を行い、災害対策本部に連絡する。

- ① 外来患者について 医事課
- ② 入院患者・見舞い人について 病棟職員
- ③ ライフラインの確認 庶務課（夜間の場合は警備）
- ④ 建物・機械・器具の確認 各課（火気確認を含む）
- ⑤ 薬剤、材料 薬剤師（夜間の場合は病棟職員）
- ⑥ 食材の確保 栄養課（夜間の場合は翌日）
- ⑦ 手術室、レントゲン室等 各課（夜間の場合は翌日）

第 1 3 条 災害対策本部は、医療の継続性について判断をし、関係機関に連絡する。

- ① 外来（未診療患者への対応、新規の患者の受け入れ）
- ② 在宅（往診の可否、在宅療養患者への連絡）
- ③ 入院（入院継続の可否、新規の受け入れ可否）

第 1 4 条 災害対策本部は、職員の出勤指示又は自宅待機の指示を行う。

（引き続き医療を行う場合）

第 1 5 条 災害による特例措置の厚生労働省通知等を把握し、診療等に反映させる。

【第 4 章】 火災発生時の対応

（自衛消防活動）

第 1 6 条 火災対策

- ① 下記のアナウンスによって、患者・家族に火災発生場所を周知し、職員の指示で非難させる。職員は、直ちに避難誘導を行う体制及び初期消火体制をとる。

○階○○で火災が発生しました。

職員の指示に従い、○側の階段から、避難してください。

- ② 初期消火が可能な場合は、初期消火に努める。

- ③ 初期消火が不可能な場合は、ただちに対策本部、消防へ通報する。

【第5章】 診療継続・診療再開に向けた対応

※非常災害版「事業継続計画」(BCP)を策定される医療機関は、第12条～第14条及び第17条～第20条は重複するため、削除してください。

第17条 第12条～第14条までの確認を踏まえ、医療提供が可能かどうか、提供できる範囲などについて災害対策本部で判断、職員に周知の上、その旨を院外に掲示する。

- 2 制限診療をされる場合はその旨を掲示する。医療提供が不可能な場合連絡は、その旨を院外に掲示する。DMATが始動していれば、DMATの連絡先も案内する。診療再開のめどがついた場合、その旨を掲示する。

第18条 医療・介護の窓口負担の猶予・免除に関する厚生労働省の通知を把握して、それに沿って対応を行う。

第19条 診療継続・再開にあたって、次の点に留意する。

(被災直後)

- ア. 医療機器や場所など、何が危険で何が安全かを明確にして、周知徹底する。
- イ. 解決すべき問題を明確にし、解決したことと未解決のことを毎日確認する。
- ウ. 毎日の人の配置、ものの分配の管理をする。
- エ. 出来るだけ広く意見を聴取して、対応できるかできないかはっきりとする。
- オ. 職員が多数いる場合は、復旧に対する役割分担を明確にして取り組む。
- カ. 復旧状況について職員間で情報共有する。
- キ. 被災した建物・医療用設備・医療機器の状況がわかるよう、メジャーを添えるなどして写真を撮影する。

(一定経過後)

- ク. ボランティアとの連絡、調整を行う。
- ケ. 支援物資の蓄積・分配の管理を行う。
- コ. 各部署ごとに被災状況を把握し、復旧・復興に向けて必要な条件、課題を整理する。
- サ. 復旧・復興に向けた行政等の支援制度を把握し、必要に応じて申請する。
- シ. 復旧・復興に向けて、建築や医療機器の専門業者へ連絡・調整する。
- ス. 保険金や補助金等の内容を把握し、申請する。

第20条 医療機関の復旧にあたっては、次の事業の最新版を入手して補助や貸付を受ける。

- ア. 医療施設等災害復旧費補助金
- イ. 中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援補助金）
- ウ. 福祉医療機構災害復旧資金